

—— 特集 ——

特別座談会 交通損害賠償の現在とこれから

使用者責任における求償、逆求償

—— 京都地判令和5年5月23日交民56巻3号577頁

報告者 東京地裁民事第27部
佐藤康行 Yasuyuki Sato
※肩書は令和8年3月現在のもの

I 事案の概要

1 検討対象裁判例の紹介

(1) 最高裁昭和51年7月8日判決

藤村：では、3番目、佐藤裁判官をお願いします。民法715条3項ですね。まずはこの問題を中心にご報告をお願いします。

佐藤：報告の対象となる裁判例は京都地裁令和5年5月23日判決（以下「本判決」という。）は使用者から被用者に対する損害賠償及び求償とその制限が問題となった事案です。皆さんご存じだと思いますけれども、本判決は、この論点について扱った最高裁昭和51年7月8日判決（民集30巻7号689頁、以下「昭和51年最判」という。）を前提としていますので、先に、この判決について触れたいと思います。

昭和51年最判の事案は、石油等の輸送及び販売を業とする株式会社である使用者が、その業務上タンクローリーを運転している際に過失で前車に追突する事故を起こした従業員に対して、自身が直接被った物的損害につき、民法709条に基づく損害賠償を請求するとともに、被害者の物損に対して使用者責任に基づいて賠償したことから、民法715条3項に基づく求償請求をしたという事案です。

被用者側は、使用者の求償権及び損害賠償請

求権の行使は、危険な事業活動によって生じた損害の分散措置を執ることなしにこれを全て被用者に負担させるものであるから、信義則に反し、権利の濫用に当たる、使用者の求償権及び損害賠償請求権の行使は、被用者に故意又は重過失が存在する場合に限って許されるべきものであるなどと主張して争っています。

これに対して最高裁は次のとおり判示しました。まず判断枠組みについてですけれども、使用者がその事業の執行につきなされた被用者の加害行為により直接損害を被り、または、使用者としての損害賠償責任を負担したことに基づき損害を被った場合には、使用者はその事業の性格、規模、施設の状況、被用者の業務の内容、労働条件、勤務態度、加害行為の態様、加害行為の予防、もしくは、損失の分散についての使用者の配慮の程度、その他諸般の事情に照らして、損害の公平な分担という見地から信義則上相当と認められる限度において被用者に対し損害の賠償又は求償の請求をすることができるものと解すべきであるとししました。

そして、具体的な当てはめですけれども、使用者が石炭、石油、プロパンガス等の輸送及び販売を業とする資本金800万円の株式会社であって、従業員約50名を擁し、タンクローリー、小型貨物自動車等の業務用車両を20台近く保有していたが、経費節減のため、対人賠償責任保険にのみ加入し、対物賠償責任保険及び車両